

## 函館市商店街等イベント開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市商店街等イベント開催補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 商店街等は、本市の地域経済の活性化にとって重要な役割を果たしているほか、地域コミュニティが衰退しているなか、地域の核となる存在として非常に重要な役割を果たしている。また、各商店街等が実施するイベントは地域の賑わいにつながるものであることから、商店街等が実施するイベント事業を支援することにより、商店街等の賑わい創出を図るとともに、イベントを通じて商店街等の周知を図り、顧客の獲得の促進を目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「商店街等」という。）は、市の区域内に事務所を有する次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合または同法第3条第3号に規定する協同組合連合会であって、小売市場を運営する団体
- (3) 函館市商店街連盟に属する商店街団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）第4条に規定する商工会

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街等が賑わいの創出を図るとともに、イベントを通じて商店街等の周知を図り、顧客の獲得を目的として実施するイベント事業（当該事業の全部を委託して実施するものを除く。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 商店街等の運営経費
- (2) 食糧費および交際費に相当する経費
- (3) 販売等を目的とした商品の仕入れに係る経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

2 補助事業について、他の補助金等の交付を申請し、または交付を受けている場合にあつては、その額を補助対象経費から除くものとする。

3 補助対象経費は、消費税および地方消費税の合計額（以下「消費税等相当額」という。）を除いた額とする。ただし、免税事業者および簡易課税事業者は、消費税等相当額を補助対象経費に含めることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、その限度額は50万円とする。ただし、第3条第4号に掲げる者についての補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、その限度額は100万円とする。

2 複数の商店街等が連名で申請する場合の補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で、各商店街等の前項に規定する限度額の合算額を限度額とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

4 補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の計画書
- (2) 補助事業の収支予算書

- (3) 商店街等の会員名簿
- (4) 商店街等の直近2年度分の事業決算書
- (5) 商店街等の直近の総会の議案書および議事録
- (6) その他市長が必要と認める書類または図面

2 補助金の交付の申請は、1年度中につき1商店街等当たりの第6条第1項および第2項に規定する限度額の範囲内で、複数の補助事業に係る補助金の申請をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 第5条第3項ただし書きの規定により、消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査により補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

4 市長は、第1項の調査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助金の交付の申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付の申請をした者に補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第13条第1項ただし書の規定により概算払をするものとする。

2 複数の商店街等が連名で申請する場合には、その代表団体に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた商店街等は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(1) 補助事業の収支決算書

(2) 補助対象経費に係る領収書の写しまたは支払内容が確認できる書類

(3) 補助事業実施に係る日程、記録写真等の補助事業の活動実績を明らかにする書類

(4) その他必要と認められる書類

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。